

埼玉県雇用対策協定運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 「埼玉県雇用対策協定」第2条第2項の規定により、埼玉県と埼玉労働局が連携し、それぞれの雇用対策に関連する施策を円滑かつ効果的に実施することを目的として、「埼玉県雇用対策協定運営協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(構成員等)

第2条 協議会の構成員は、別表のとおりとする。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、会長は埼玉労働局長を、副会長は埼玉県産業労働部長をもって充てる。
- 3 協議会の円滑な推進を図るため、必要に応じて作業部会等を設置することができる。

(協議会の開催等)

第3条 協議会は、埼玉県と埼玉労働局の協議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は協議会の議事を総括する。副会長は会長を補佐し、会長が協議会に出席できない場合等は、会長の職務を代理する。
- 3 会長は、必要に応じて構成員以外の出席を求めることができる。

(その他)

第4条 協議会の事務局は、埼玉労働局職業安定部職業安定課に置く。

- 2 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、埼玉県及び埼玉労働局の協議に基づき、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月28日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別 表

機 関 名	役 職 名
埼玉労働局	埼玉労働局長
	職業安定部長
	雇用環境改善・均等推進監理官
	職業安定部 職業安定課長
	職業安定部 職業対策課長
	職業安定部 訓練室長
埼玉県	産業労働部長
	産業労働部 雇用労働局長
	産業労働部 雇用労働課長
	産業労働部 人材活躍支援課長
	産業労働部 多様な働き方推進課長
	産業労働部 産業人材育成課長